

納骨所使用権名義変更について

屋内納骨所の使用について、名義人が亡くなられた時は「名義変更」が必要です。
また、生きて居られる間に変更することも可能です。

1. 提出書類について

- ① 納骨所使用権名義変更願 生前承継のみ
 - ② 納骨所使用権承継願
 - ③ 念書
 - ④ 納骨所使用誓約書
 - ⑤ 預金口座振替依頼書 変更が必要な場合のみ
 - ⑥ 戸籍謄本
 - ・ 現名義人と承継予定者の関係が明確になるもの
 - ・ 現名義人の夫・妻・子ども等が全て明確になるもの 生前承継のみ
 - ・ 現名義人の死亡が確認できるもの 死亡承継のみ
 - ⑦ 旧納骨所使用承認書 又は紛失届
 - ⑧ 印鑑登録証明書（各書類に押印いただいた印面のもの）
- ※ ①～⑤は納骨所事務所に備え付けの書類です。
※ 紛失届は納骨所事務所に備え付けの書類です。

2. 承継手続き冥加金について

- ・ 金、10,000円の冥加金を納入いただきます。

3. その他

- ・ 印鑑については全て実印にて押印ください。
- ・ 手続きについては郵送にても受付いたします。

なお、ご不明な点は、納骨所担当者までお問い合わせください。

本願寺神戸別院納骨所係

住所 〒650-0011

神戸市中央区下山手通8丁目1番1号

電話 078-341-5949 FAX 078-341-8526